

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少した**中小法人・個人事業者等の**事業継続及び立て直しを支援**

月次支援金

☎**問合せ先** フリーダイヤル：0120-211-240
①8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

IP電話からの：03-6629-0479（通話料がかかります）
問い合わせ先

「月次支援金」は、「緊急事態宣言」か「まん延防止等重点措置」の影響を受けた事業者を対象とする給付金です。現時点では、令和3年4月～7月の4ヶ月分の実施が決定されています。

▶詳しくは、「月次支援金」ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html> をご覧ください。

月次支援金の概要

- | | |
|----------|---|
| 1.主な要件 | 下記の両方を満たせば、業種や所在地問わず対象となる
① 緊急事態宣言等による飲食店の休業や外出自粛の影響を受けた
② 月間売上が2019年 or 2020年と比べて50%以下になった |
| 2.給付額 | 中小法人等 上限20万円/月 個人事業主 上限10万円/月 |
| 3.給付単位 | 事業や店舗ごとではなく、事業者単位で給付 |
| 4.支給対象期間 | 令和3年4月・5月・6月・7月 |
| 5.申請受付期間 | 4・5月分 令和3年6月16日～8月15日
6月分 令和3年7月1日～8月31日
7月分 令和3年8月1日～9月30日 |
| 6.対象外 | 地方公共団体が支給する「協力金」の対象である場合
売上減少の要因が緊急事態宣言等の影響でない場合 |



サイトQRコード

月次支援金の給付は月単位で行われます。月ごとに要件を満たしているか確認し、それぞれで行います。それ以外の制度内容は、以前に実施されていた「一時支援金」とほとんど変わりません。すでに「一時支援金」や2回目以降の月次支援金を申請する人は、申請手続きが簡単になります。

感染症対策設備導入支援補助金

☎**問合せ先** 岩倉市役所建設部商工農政課商工観光グループ TEL: 0587-38-5812

岩倉市では、市内の中小企業・小規模企業の事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行う設備等の導入経費に対し、補助金を交付します。

詳細について、市ホームページ <https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000005039.html> をご覧ください。

補助対象者 補助金の対象となるものは、次の1～3までの要件をすべて満たしている事業者です。

- 1.市内に事務所または事業所を有する中小企業・小規模企業の事業者
- 2.市税等の滞納がないこと
- 3.愛知県の「安心・安全宣言施設」に登録し、PRステッカー及びポスターを掲示していること

補助対象設備

換気機能を備えた空調設備及び換気扇、換気能力の向上を図るための窓及び扉の導入費（空間の換気能力の向上を図るために既存の窓や扉のサッシを改修する費用を含む。）、非接触型の自動ドア、非接触型の給排水設備など

※令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）までに導入したもの（発注、納品、支払いまですべて完了したもの）が対象となります。

※設備等は、環境負荷の低いエコ商品を推奨しています。

補助金額 一事業者あたり上限額50万円（補助率3/4、千円未満切り捨て）
※上限額50万円までは、2回まで申請ができます。

申請期限 令和4年2月28日（月）まで

その他 申請前に商工農政課へ電話等で事前相談をお願いします。
商工農政課メールアドレス shokono@city.iwakura.lg.jp



サイトQRコード

新しい あたりまえ はじまる 「あいスタ認証制度」

問合せ先 あいスタ認証コールセンター
TEL 052-977-3655
受付時間：午前 10 時から午後 5 時まで
(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

愛知県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための、第三者認証による感染防止対策の認証制度が始まります。

1.対象施設 県内の飲食店

※デリバリーやテイクアウト専門店等、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店は対象外

2.認証基準

業種別ガイドラインに沿った国の認証基準例に基づき、専門家の意見を参考にした感染防止対策(50項目)を設定しています。

- ・基本項目：認証に必須となる 42 項目
(共通 32 項目、設備等に応じ 10 項目)
- ・プラス項目：感染症防止対策の強化をアピールできる 8 項目

「安全・安心宣言施設」制度は、県が示した 8 項目の感染防止対策について、事業者が実施している項目を届け出る、いわゆる自己認証の制度で、業種を問わず参加していただいています。今後、飲食店に係る感染防止対策の確認は、「安全・安心宣言施設」制度から「あいスタ認証」制度へ移行します。(移行時期は、制度の普及状況を勘案し、今後決定します。)

詳しくは、愛知県ホームページをご覧ください。
<https://newaista-ninsho.jp/>



新しい、あたりまえ、はじまる



START /

2021.6.28(月) 申請スタート

愛知県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための
第三者認証による感染防止対策の認証制度が始まります。



認証店募集します! ~飲食店から安全・安心を届けよう~

詳しくは、あいスタ認証ホームページへ

あいスタ認証



愛知県中小企業者等応援金

問合せ先 愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター
TEL 0120-100-476 (フリーダイヤル)
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)

令和 3 年 4 月以降に実施した「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」による休業要請・営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者、酒類販売業者等に対して応援金を交付します。

1.制度の概要

- ・対象要件を満たした場合に、対象期間の売上減少額分の応援金が交付されます。
- ・「一般枠」と「酒類販売業者枠」があり、「一般枠」は中小企業の上限 40 万円・個人事業者の上限 20 万円となります。

「酒類販売業者枠」は売上減少割合に基づき
中小企業の上限 40 万円または 20 万円
個人事業者の上限 20 万円または 10 万円

2.申請期間 令和 3 年 7 月 5 日(月)~9 月 5 日(日)
郵送の場合は当日消印有効

※国の月次支援金(5 月・6 月)を申請している酒類販売事業者枠(上乘せ)については、9 月 17 日(金)まで

詳しくは、愛知県中小企業者等応援金特設サイトをご覧ください。

<https://aichi-chusho-ouenkin.com/>



うれしい情報を LINE でお届け!

岩倉市商工会 LINE 公式アカウント 友だち募集中

- * 経営・法律・税務・金融など経営に役立つサービス情報
- * 講習会・セミナーの情報
- * 自治体などの行政機関に関する情報、及び会員企業の製品・サービスに関する情報を配信
- * 経営相談/会議室予約
- * 岩倉市内の企業採用情報など



★ID 検索から友だち追加
LINE アプリ「友だち追加」→「友だち検索」で ID @541eist を入力し、ご登録ください。

★QR コードから友だち追加
LINE アプリ「友だち追加」→「QR コード」で左の QR コードを撮影し、ご登録ください。

新規加入会員紹介

令和3年2月理事会～令和3年6月理事会承認

地 区	事業所名	代 表 者	業 種
東町	小町寿司	小川 雅之	飲食業
稲荷町	谷吉工業所	谷 孝利	製造業
中本町	与作	河内 稔子	飲食業
中本町	居酒屋 圭	豊原 圭子	飲食業
鈴井町	ELCR	奥野 猪一	製造業
神野町	オフィス RIER ジャパン	会田 祐樹	小売業
下本町	Mr.churros	野原 マリア	飲食業
栄町	MALIK TRADING 株式会社	ファイサル ジャバール	小売業
八劔町	地球倶楽部	高森 恵子	飲食業
曾野町	北ざわ設計	北澤 晶子	サービス業
大地新町	—	櫻井 直行	不動産業
大地町	一般社団法人 AiChi SPORTS iNNOVATION	國島 英嗣	フットサルコート、 サッカークラブ運営
下本町	スナック Je-Lo	ハビエル マリファ ロペス	飲食業
大地町	有限会社プランニング/ホワイト	白石 育也	建設業
大地町	マーガレット	長谷川 裕子	飲食業
下本町	—	水野 陽司	映像制作
旭町	ビューティーサロン旭	高橋 三智代	美容業
特別会員 (名古屋市)	株式会社タスクール Plus	渡邊 智浩	コンサルティング業
大市場町	今井建築	今井 芳男	型枠大工
西市町	尾関情報サービス	尾関 敏雄	コンサルティング業
神野町	マルヒデ商店	金子 由美子	菓子、玩具卸・小売
神野町	有限会社ちびっ子ランド	細江 亜紀	小売業
曾野町	喫茶ハミング	横地 辰子	飲食業
中央町	オフィス ピアズワン	岡地 芳弘	イベント企画、音楽講師
下本町	のりのりー	濱田 範子	飲食業
大地新町	株式会社 WYZB	フ ヤ 傅 姫	化粧品販売

・会員数 827 ・市内商工業者数 1,470 ・組織率 55.4%

LED街路灯、LED照明全般
企画・設計・施行・維持管理株式会社サンコーデンキ
(賛光電器産業株式会社特約店)

中部支店:〒491-0827 愛知県一宮市三ツ井5-14-2

Tel:0586-76-5960

Fax:0586-76-5966

E-mail:info@sanko-denki.jp

URL http://www.sanko-denki.jp

会社の成長と社員の幸せの両立を実現したい経営者様へ
脱☆ドブプリ経営実践セミナー
お金と人事のコンサルティング

岩田事務所

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺5-8-1
(県道63号名草線沿い 旧中古車アップル建物事務所部分)

info@iwata-office.jp

Tel:0587-96-6617 FAX:0587-96-6618

岩田事務所 岩倉市 ブログ 検索

印刷のことなら
おまかせください

いわくら印刷

岩倉市曾野町東野29

TEL. 0587-37-5478

FAX. 0587-38-6551

令和3年度 無料健康相談窓口

何をするにも体が資本
働く上で健康であることは大切

- ・各日 14 時～16 時開催（予約制）※電話及び当日申込可能です。
- ・相談内容は秘密が保たれますので、ご安心下さい。
- ・50 人以上の企業の方は企業の産業医とご相談下さい。
- ・詳細はセンターである尾北医師会へおたずねください
尾北医師会館内 尾張北部地域産業保健センター TEL 0587-95-7020



開催日	担当医師	医療機関名	主たる診療科名
9/3(金)	永吉 昭一	なかよしこどもクリニック	小児科
R4.1/7(金)	檜木 治幸	岩倉メンタルクリニック	神経科・心療内科・精神科

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方、相談にお越しく下さい！ 中小企業診断士による 無料個別経営相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、今後の事業活動、雇用、事業継続の相談、行政による各種給付金、補助金の制度について知りたいなど、コロナ禍での困ったこと、何でも相談ください！

日 時：**令和3年5月18日（火）～令和4年1月28日**
毎週火曜日（午前）① 9：00～／②10：00～／③11：00～
木曜日（午後）①13：30～／②14：30～／③15：30～

会 場：岩倉市商工会館 2階 研修室

申 込：予約制となります。電話にて事業所名・連絡先をお伝えください。お申し込みの際にご登録いただいた情報は、相談対応者への情報提供に利用します。

定 員：事前予約制（先着順）1日3社

講 師：＜火曜日＞山田桂市(中小企業診断士) / ＜木曜日＞新山寛晃(中小企業診断士)
・一度に複数の予約はできません。相談後、次回予約を受け付けます。
・ご予約の時間に遅れますと相談時間が短くなります。
・相談者のみなさまには、マスクの着用と「咳エチケット」にご協力ください。

岩倉市商工会青年部員募集!!

青年部では、45歳までの創造力と行動力を持った次の世代を担う若手経営者を求めています。
詳しくは商工会事務局まで。
(担当：内田、杉山)

岩倉市商工会女性部員募集!!

女性部では“女性ならではの”感性で商工業の担い手として地域振興・研修活動等、地域の皆様と共に楽しく活動しています。
詳しくは商工会事務局まで。(担当：秋島)

正しいゴミ出で
快適な生活環境を!

岩倉市指定収集袋取扱店組合
〒482-0042 岩倉市本町西出口31-1
TEL 0587-66-3400



おサイフに優しい「がん共済」新登場!

がん 総合 共済
医療

がんばる企業のベストパートナー
中小企業共済
愛知県中小企業共済協同組合



会報広告募集

(年2回発行)

会員事業所等に配付される当紙を
事業PRにお役立てください。
広告料 年間 11,000円(税込)
広告枠 1枠 4cm×5.5cm

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

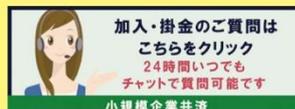
共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



Be a Great Small.
中小機構